

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	五戸町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.gonohe.aomori.jp/kurashi/soumu/2017-0522-1013-57.html

執行機関名 五戸町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	五戸町乳幼児等医療費給付条例(平成5年五戸町条例第11号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年五戸町条例第34号)別表第1 3の項 五戸町乳幼児等医療費給付条例(平成5年五戸町条例第11号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	五戸町乳幼児等医療費給付条例(平成5年五戸町条例第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>乳幼児等が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって乳幼児等の保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		五戸町乳幼児等医療費給付条例(平成5年五戸町条例第11号) 五戸町乳幼児等医療費給付条例施行規則(平成5年五戸町規則第26号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	五戸町乳幼児等医療費給付条例施行規則(平成5年五戸町規則第26号)第3条、第4条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	五戸町乳幼児等医療費給付条例第4条及び第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	五戸町乳幼児等医療費給付条例施行規則 第6条
②事務の内容	児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児医療費の更新申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	五戸町乳幼児等医療費給付条例施行規則 第6条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報

備考		
----	--	--